

MarkMonitor サービス

MarkMonitor の全ての製品の運営に関する情報は以下の通りです。

本文書で「MarkMonitor」とは、注文書で規定するClarivateの企業体をいいます。

サービス

ドメインサービス

(a) ドメインサービス 当社は、ドメイン名の登録、移管、変更、管理、更新及びその他のドメイン関連サービスを提供します。

(b) 注文 注文は、(i) 注文書の発行、(ii) MarkMonitor ポータルアカウントへのドメイン名の入力、又は (iii) 受信確認付き eメールにより行うことができます。要求した情報や文書をお客様が提出しなかったことを原因として注文日から 120 日を超えてサービスを履行できない場合、当社はサービスを停止することがあります。当該サービスを再開するために、お客様は、別の注文書を提出する必要があります。

(c) 請求書 当社は、お客様が選択した課金単位で最大 5 件の個別請求書を提出します。発行済請求書の変更依頼は、追加料金の対象となる場合があります。当社は、お客様が要求するペンダーインボイス方式に対応するよう努めます。当社の上記方式の利用にあたって発生する追加費用はお客様に請求されます。

(d) 登録 ICANN 認定のドメイン名レジストラとして、当社は、ジェネリックトップレベルドメイン（「gTLD」といいます）を登録又は更新するためにお客様のスポンサーを務めます。レジストリオペレータが登録や更新を有効にするまで、当社を通じて登録又は更新された全てのドメイン名は無効です。お客様が自らの名前で登録したドメイン名の使用を第三者にライセンス付与する場合であっても、お客様は依然としてドメイン名の登録上の所有者であり、当社に対するお客様の義務に対して単独で責任を負います。全ての登録は、レジストリオペレータの適用規約と規則の対象となり、MarkMonitor ポータルにリンクがあります。

(e) レジストラ移管 当社は、レジストリへのレジストラ移管申請の提出と、正常な移管の際に当社のレジストラデータベースにドメイン名を追加する責任のみを負っています。gTLD ドメイン名の登録に関しては、(i) レジストリの WHOIS 記録に示されている登録が作成された日、又は (ii) 他のレジストラから当社に移管した日から最初の 60 日間は、当社から他のレジストラに移管することはできません。お客様は、お客様の以前のレジストラが要求する移管手続きと、gTLD レジストラ移管に必要な可能性のある特定の承認書に関して協力する必要があります。お客様の手続き処理に遅延が生じた場合、当社への移管が遅れる可能性があります。お客様の現レジストラが DNS 設定を提供している場合、お客様は、移管申請を開始する前に、お客様の WHOIS 記録を更新して、お客様が管理するその他の DNS サーバー設定を選択する必要があります。

(f) 更新 MarkMonitor ポータルでは、お客様のアカウントに登録されているドメイン名ごとに異なる更新ステータス（例えば自動更新、手動更新、更新なし）をお客様が設定できるようにします。お客様がポータル内で別の更新ステータスを選択しない限り、デフォルト設定は、全てのドメイン名に対して 2 年間の自動更新です。お客様が、gTLD の登録期間満了日の少なくとも 32 日前かつ ccTLD の登録期間満了日の少なくとも 60 日前に、ポータルを介して自動更新ステータスを無効にすることによって当社に更新しない旨の指示をしない限り、当社は、登録期間が切れるドメインの更新処理を行い、その更新に対してお客様に請求書を送付します。当社は、「更新なし」と設定されているドメイン名のレジストラントを削除又は変更することがあります。ICANN が課している請戻猶予期間中における削除済ドメイン名の再登録に対しては、150.00 米ドルの再登録手数料が請求されます。サービスの終了時に、当社は、お客様の残りのドメイン名を更新なしの設定にすることがあります。

(g) ドメインの変更 お客様は、MarkMonitor ポータルを介して、自動ドメインを変更することができます。当社が行うドメインの変更は、お客様の注文書に記載されたドメイン変更に対する標準手数料の対象となります。

(h) 登録又は更新のための情報 お客様は、gTLD 用の当社のドメインサービスを使用するために、次の情報を提供し、それを常に最新の状態に保つ必要があります。(i) お客様の氏名（登録が組織、法人又は協会用であれば、連絡先として認定された者の氏名も併記）、住所、e メールアドレス、電話番号、及びファクス番号（該当の場合）（ドメイン名所有者の番号と異なる場合は、ドメイン名所有者の番号）、(ii) 登録するドメイン名、並びに (iii) ドメイン名登録のための管理連絡窓口、技術連絡窓口と請求連絡窓口の氏名、住所、e メールアドレス、電話番号、及びファクス番号（該当の場合）。関連する連絡先

情報の正確性に関する当社の問い合わせに対して 15 日以内にお客様から応答がなかった場合、ICANN の規則に従って、当社は、お客様のドメイン名の登録を取り消すことがあります。

(i) ccTLD 登録 最初の移管時に、お客様は、追加費用なしで、ネームサーバーを含む管理と技術連絡窓口の変更を依頼することができます。当社が ccTLD の請求連絡窓口としての役割を果たすことが必要な場合があります。この場合、お客様の請求情報の修正が必要となる場合があります。多くの ccTLD レジストリには自動登録のサービスがありません。特定の ccTLD リクエストの処理には、手作業の処理が含まれる可能性があり、作業の完了に遅れが生じることがあります。一部の ccTLD リクエストは完了するまでに数か月かかることがあります。

(j) ローカルプレゼンスサービス 当社は、当社のお客様が特定の ccTLD の資格を得るための支援としてローカルコンタクト、及び適切と考えられる場合には、ローカルプレゼンスサービスを提供するために第三者と契約しています。場合によっては、ローカルプレゼンスサービス利用の際、ccTLD の記録に、ローカルエージェントがドメイン名の所有者である旨の表示が必要になる場合があります。お客様から、ローカルプレゼンス又はコンタクトサービスの依頼があった場合、(i) 当社は、お客様の代理として第三者プロバイダーと契約し、(ii) 要求された ccTLD ドメイン名を必要に応じて第三者プロバイダーの名義で登録します。

(k) WHOIS 情報 当社は、当社が登録した全てのドメイン名について、公的にアクセス可能な、以下に挙げるデータベースを維持する必要があります。(i) ドメイン名、(ii) プライマリネームサーバーとセカンダリネームサーバーの名称、(iii) 登録日、(iv) 有効期限の最終日、(v) 所有者名と住所、(vi) 技術連絡窓口と管理連絡窓口の氏名、住所、e メールアドレス、電話番号及びファクス番号、(vii) ICANN 又はレジストリが随時要求するその他の情報。当社は、これらのデータベースレコード、並びにドメイン名の登録、更新、移管、削除、及びお客様の使用情報を保持します。当社がお客様に対し、WHOIS 情報を入手可能な状態にした場合、お客様は以下の目的に限り当該情報を使用できるものとします。(i) 知的財産権の侵害、不正、及びドメイン名や関連する e メールアドレスの不適切な使用を調査するため、並びにそのような侵害、不正、不適切な使用に関して強制措置を取るため、(ii) 企業間取引又は金融取引に関連して実施するデューデリジェンスの一部として、ドメインを「所有」及び管理している企業体や個人を特定するため、(iii) インターネットセキュリティの強化を目的として、一般に認められたグッドプラクティスの指針を構成する要件を遵守するため。

(l) ドメインマスキング お客様は、お客様の注文書に明記されている追加料金で、WHOIS データベースに提出され一般に公開された情報のマスキングを当社に要求することができます。マスクされたドメイン名は、お客様の利益のために、当社が選定し委託する第三者によって保持されます。指定所有者は、マスクされた名前の全ての所有権を放棄し、また、必要に応じてマスクされた名前を移管又は譲渡します。お客様は、お客様の記録のために、指定所有者が署名した信託宣言の書類を要求することができます。

(m) ドメインロックサービス 当社は、2 種類のカテゴリのドメインロックサービスを提供しています。「ロック」という用語は、当社が提供できる追加のセキュリティレベルを指しています。

(i) スーパーロックダウン お客様が特定したドメインは、合意された特定のセキュリティプロトコルに則らなければ、当社やお客様であってもポータル内で編集することはできません。各ドメイン名は、最大可能年数 (gTLD の場合、10 年) で登録されます。セキュリティプロトコルは、(当社が具体的に合意した内容に基づき) 次のいずれかから構成されます：

- パスフレーズ
- 1 人又は複数人のあらかじめ定義されたエグゼクティブ連絡窓口へのコールバック
- お客様のレターヘッドつき書面による承認
- 二重管理 (この場合、2 人のあらかじめ定義された従業員連絡窓口が変更の承認を行う必要があります)
- 上記プロトコル又はお客様の経営幹部により定義されたその他プロトコルとの組み合わせ

(ii) プレミアムロックダウン プレミアムロックダウンは、スーパーロックダウンの機能に加えて、レジストリレベルでのセキュリティを更に強化します。当社とレジストリ間のセキュリティプロトコルが完了し、同時に、当社とお客様間のセキュリティプロトコルが完了しない限り、この特殊ステータス下のドメインの自動編集を行うことはできません。

当社がスーパーロックダウンとプレミアムロックダウンのサービスを提供するには、まず、お客様が、ロックされたドメイン名への修正承認のための相互に受け入れ可能なプロトコルを当社に提供する必要があります。その上で、お客様のクライアントサービスマネージャーを介して、合意したプロトコルが実行された後にのみ名前のロックが解除されるように要求する必要があります。

(n) トレードマーク・クリアリングハウス (TMCH) サービス 有効な権利の中央集権型データベースとして、トレードマーク・クリアリングハウス (TMCH) は、ICANN の新 gTLD プログラムをサポートしています。

ブランドオーナーは、TMCH からの確認を受けた後、サンライズ期間中に商標をドメイン名として登録し、TMCH 登録期間中に完全に一致するドメイン名登録が行われる時期を知ることができます。当社は、登録番号、存続期間満了日、登録国など、必要な商標データを収集して提出するプロセスを簡素化しています。TMCH サービスには、商標データの収集、TMCHへの商標データの提出、及び、商標データとTMCHから受け取るサンライズコードの保持などが含まれます。TMCH サービスにはまた、TMCH への提出内容を簡単に閲覧、モニター、及び管理するための TMCH Manager へのアクセスも含まれます。

(o) プレミアム DNS サービス 当社は、プレミアムDNS（「PDNS」といいます）サービスを、当社の第三者ライセンサー（「プロバイダー」）を介して当社のお客様に提供します。

このサービスによって、DNS ネームサーバーのインフラストラクチャの割り当てられた部分が DNS 照会に応答します。PDNS サービスは、「現状有姿」かつ「提供可能な範囲」においてプロバイダーが単独で提供します。また、お客様と当社の契約で相反する条項があったとしても、当社は、これらのサービスに関連して、お客様やお客様の認定ユーザーに対する一切の責任を放棄します。これらのサービスに関連する当社の唯一の責任及びお客様の唯一かつ排他的な救済は、プロバイダーが提供するサービスクレジットとなります。当社は、お客様に対し30日前に書面で通知することにより、当該プロバイダーとその他の第三者プロバイダーをいつでも置き換えることができる権利を留保します。その三者プロバイダーは、当該プロバイダーのサービスと実質的に同じ DNS サービスを提供する能力を有すると当社が判断する第三者プロバイダーになります。

最終更新日 2021年5月